

住宅建設の担い手不足について

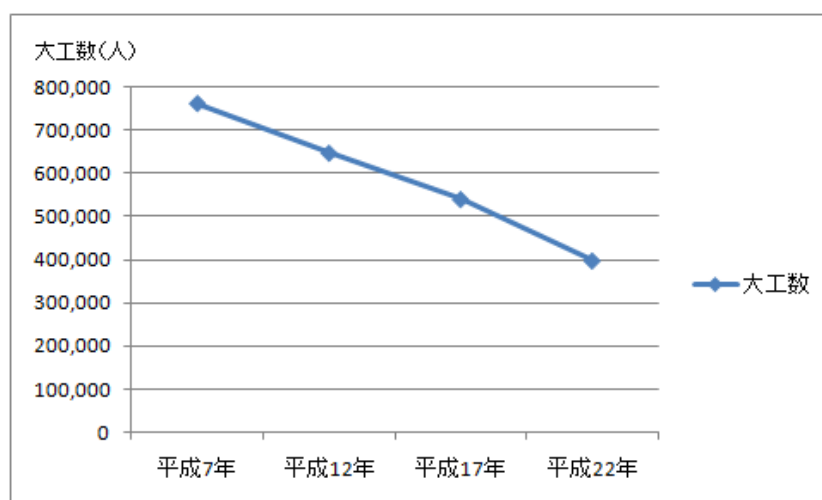
建築住宅課

1 大工数の推移

国勢調査による全国の大工数の推移をみると、平成 7 年に 76 万人いた大工数が、平成 22 年には 40 万人を割っている。(47.8%の減)

| | 平成 7 年 | 平成 12 年 | 平成 17 年 | 平成 22 年 |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 大工数 (人) | 761,822 | 646,767 | 539,868 | 397,570 |

※国勢調査より算出



2 次世代を担う技術者（建設系学科高校生等）の就労促進の取組について（長野県）

(1) 目的

地域に根ざし地域のくらしを守る建設業や調査・設計業が、将来にわたり技術力を確保し、地域で活躍できるように、建設系学科高校生等を対象とした実習教育を、企業と行政との共創・協働により実施し、就労促進及び若手技術者の育成につなげる取組を行う。

(2) 実施主体

「地域を支える建設業」検討会議、「地域を支える調査・設計業」検討会議
(建設業関係団体、有識者、県で構成)

(3) 民間協力団体

(一社)長野県建設業協会、(一社)長野県測量設計業協会、(一社)建設コンサルタント協会、(一社)日本補償コンサルタント協会、長野県地質ボーリング業協会、(一社)長野県建築士事務所協会

(4) 実施内容

測量・設計実習、工事現場見学、インターンシップ、現場技術者との意見交換会等

(5) 平成 25 年度取組状況

取組み実施校は、24 年度より 2 校増え、13 高等学校等に増加しました。

| | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 備 考 |
|------------|----------|----------|----------|-----|
| 実施学校数 (校) | 9 | 11 | 13 | |
| 参加延べ人数 (人) | 605 | 1,446 | 1,094 | |

3 大工育成に係る国の取組み（「大工育成塾」） ※大工育成塾 HP から抜粋

（1）目的

次世代を担う大工職人の育成。

（2）概要

（一社）大工育成塾が国土交通省の支援を受けて優秀な大工職人の育成に取り組む。

未経験者又は経験のごく浅い者を対象に、3年間の大工技能の理論についての教室講義と受入れ工務店での現場修行を行う。

東京塾、名古屋塾、大阪塾、福岡塾の4箇所。

○教室講義

・伝統的木造建築に関する技術・技能の理論など

○現場修行

・作業所、建築現場での実践的な技術指導による、伝統木造建築に関する技術・技能の習得

○費用

第1年次 50万円

第2年次 40万円

第3年次、30万円

○受入工務店（平成26年4月末現在）

全国：619社 長野県内：7社

4 「建設産業の担い手確保・育成」に係る公的制度について（詳細は別添「事業概要」による）

（1）平成26年度事業（長野県 産業労働部労働雇用課）

緊急雇用創出基金事業（地域人づくり事業）

（2）平成27年度から事業

ア 厚生労働省関係

建設労働者緊急育成支援事業（平成27年度創設） ※5年間の時限措置

5年間で18,000人の建設労働者養成 → 約18億円の予算要求

イ 国土交通省関係

地域建設産業活性化支援事業（平成27年度創設） → 約1億9千万円の予算要求

5 他県の取組み（詳細は別添「事業概要」による）

○ 富山県 「大工職人育成支援事業」（地域人づくり事業を活用）

○ 岐阜県 「チャレンジ！岐阜県の建設業を担う若年者発掘・人材育成事業」

（地域人づくり事業を活用）

○ 山形県 大工職人育成事業

○ 福井県 育成「後継者」育成支援事業

○ 鳥取県 とっとり住まいる支援事業

とっとり匠の技活用リモデル事業

■ 4(1)関係 長野県（産業労働部労働雇用課）

● 緊急雇用創出基金事業（地域人づくり事業）

- ・新たに緊急雇用創出基金に「地域づくり事業」を設置し、民間団体を活用した事業を展開し、雇用の拡大及び処遇の改善に取り組む。
- ・事業主体：県、市町村
- ・民間企業、各種団体に委託
- ・対象期間：平成26年度末まで（平成26年度までに開始した事業は平成27年度末まで）

（事業内容）

（1）雇用拡大プロセス（失業者の就職に向けた支援）

- ① 地域企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成
 - ・受託者が直接雇用して、OJT、OFF-JT等の職場研修等の人材育成を通じて人材確保を支援
- ② 地域企業等で就業するための人材育成又は就業支援
 - ・受託者が直接雇用せず、就業支援のセミナー等を通じて人材育成・就業を支援

（2）処遇改善プロセス（在職者に対する処遇改善に向けた支援）

- ① 生産力の拡大により非正規雇用労働者の正社員化・職場安定につながる事業
 - ・生産増強や業務効率化等を支援し、売上増の効果を処遇改善につなげる。
- ② 販路拡大やグローバル展開により賃金引上げにつながる事業
 - ・展示会や個別アドバイス等により販路を拡大し売上増の効果を処遇改善につなげる。

※1 Off-JT (Off the Job Training)

具体的には、社外での研修などによる、技術や業務遂行能力に関するトレーニングのことを指します。OffJTでは実務経験を積む職場から離れ、外部の講師などからのトレーニングを受けます。つまり基本的には、実務的なものというよりは一般化された技能や知識についての教育ということになります。

※2 OJT (On the Job Training)

実務経験を積む事により、業務上必要とされる知識や技術を身につけるトレーニング方法を指します。業務遂行に必要な技術や能力を、現場の上司が実際に作業をすることによって伝えていき、それを見た従業員が試行錯誤を繰り返しながら自分の技術や能力として身につけていく訓練方法です。担当業務の遂行能力を向上・成長させるためには、職場での経験を積みながらトレーニングをしていくことが効果的とされています。

■ 4(2)ア関係 厚生労働省【平成27年度予算概算要求】

5年間で18,000人の建設労働者養成 → 約18億円の予算要求

● 建設労働者緊急育成支援事業（平成27年度創設） ※5年間の時限措置

- ・建設産業専門団体連合会（建専連）や建設業振興基金などに委託し、訓練から就職支援まで一括して実施
- ・型枠工や鉄筋工など不足している建設技能者を養成

（事業内容）

- ・富士教育訓練センター（静岡県富士宮市）や三田建設技能研修センター（兵庫県三田市）、ものづくり大学（埼玉県行田市）などで、1～6カ月の座学と実習を行い、1年間に1,000人（27年度は600人程度）の技能労働者を養成する。
- ・日本建設業連合会（日建連）や全国建設業協会（全建）、大手ゼネコンなどからの技術支援も想定

● **認定職業訓練の拡充**

- ・在職者を対象とした建設業界の主体的な取組みについて支援
認定職業訓練を拡充し、5年間で建設技能者8,000人を養成

(事業内容)

- ・大手ゼネコンや地場の大手建設業などが、傘下の協力企業を中小企業事業主団体として都道府県知事の認定を受けた上で、従業員を対象とした認定職業訓練を実施する場合、これを「広域団体認定訓練」として支援
- ・訓練経費の1/2を助成するほか、建設労働者確保育成助成金から3億円を上限として、一定額の運営費や施設・設備費用の1/2を助成

● **キャリア形成促進助成金の拡充**

- ・企業個別の取組みを支援
- ・5年間で建設技能者5,000人を養成

(事業内容)

- ・企業が単独で、又は系列企業やグループ企業が連携して実習と座学を組み合わせた訓練を実施する場合、訓練経費を2/3（中小企業以外は1/2）を助成
- ・賃金についても、Off-JT^{*1}は1時間当たり800円（中小企業以外は同400円）、OJT^{*2}は1時間当たり700円（同）助成。

■ **4(2)イ関係 国土交通省【平成27年度予算概算要求】**

● **地域建設産業活性化支援事業（平成27年度創設）→ 約1億9千万円の予算要求**

- ・中小、中堅建設企業などにグループを結成してもらい、共同で教育訓練や技術開発を行ったり、異業種の企業が集まって「多能工」を育成する取組みなどに対し、人材開発や企業経営の専門家が経営相談に乗ったり、事業費を助成する。

地域建設業のグループ化を促し、各企業が持つ経営資源を最大限に発揮し、担い手の育成・確保に臨んでもらうのが狙い。

6月に行われた行政事業レビューで、建設業の新事業展開を支援する「建設企業のための経営戦略アドバイザー事業」が抜本的見直しを求められたことを受け、アドバイザー事業の支援スキームを継承しつつ、支援対象を建設業の新事業展開から担い手確保・育成や生産性向上に改める。

(事業内容)

- ・支援対象：中小・中堅建設企業や建設業団体、地域の教育訓練施設など、各地域でグループを結成してもらい、活性化支援アドバイザーと国交省がグループの結成を支援する。
- ・中小企業診断士、公認会計士、技術士、登録基幹技能者ら、中小企業経営や人材開発に詳しい専門家を「活性化支援アドバイザー」として認定し、担い手確保・育成や生産性向上に関する相談窓口を設ける。

(重点支援)

① コンサルティング支援

相談を受けた企業などの中から、モデル性の高い取り組みを選び、継続的にアドバイスする。

② ステップアップ支援

事業の実施経費を助成する。

対象となる取り組みとしては、地域の複数企業が連携して合同で教育訓練を行ったり、インフラメンテナンスに関する新技術を開発することなどを想定。

異なる業種の専門工事業や教育訓練機関がグループをつくり、多能工を育成する訓練プログラムを開発したり、週休2日制を実現するために企業グループと発注者が連携し、生産性を向上させる工法や施工体制を構築する取り組みなども支援対象となる

■ 5 関係 他県の取り組み

○富山県 「大工職人育成支援事業」(地域人づくり事業を活用)

(目的)

大工職人の離職を防ぎ処遇の改善を図ることで、将来的に必要となる大工職人及び大工技術の確保を図る。

(業務内容)

① 木造建築物製作実技演習

- ・講師(大工棟梁等)の指導のもと、小規模な木造建築物を作る実技演習を実施することで、最低限大工職人に必要とされる技術の修得を図る。
- ・演習を年3回程度実施、その受講者数は20名程度

② 建設現場実技研修

- ・大工の技術を修得する教材として適した木造住宅建設現場等を活用し、講師(大工棟梁等)の指導のもと、実技体験研修又は見学会を実施することで、大工職人の技術の修得を図る。
- ・研修を年3回程度開催、その受講者数は60名程度

(処遇改善事業所数)

処遇改善(職場定着)に取り組む事業所数:80事業所を目標

●委託先の選定方法

公募型プロポーザル(随意契約)

委託費:4,772,000円以内

プロポーザル事務局:富山県土木部建築住宅課(建築指導係)

○岐阜県 「チャレンジ!岐阜県の建設業を担う若年者発掘・人材育成事業」

(地域人づくり事業を活用)

(事業内容)

① 建設業若年者発掘・育成事業 (失業者の就職に向けた支援)

- ・建設業関連団体の会員企業が入職希望者である若年者を採用し、建設業で活躍できる技術者・技能者を育成するためのOFF-JT(机上研修)・実地研修・OJT(会員企業等での受入)を実施する。また研修終了後、建設関連企業への正式採用に繋がる支援を行う。

② 建設業若手技術者等育成事業 (在職者に対する処遇改善に向けた支援)

- ・建設業に入職した若手技術者・技能者が、各種資格の取得や技術技能の向上のための研修カリキュラム等を受講することにより、技術・技能の向上を図り、各建設企業の生産性を向上させるとともに、建設業に従事する若年者の処遇改善(定着率向上)に繋げる。

○山形県 大工職人育成事業

(目的)

新規に大工職人を雇用し、育成する事業者の負担を軽減するため、予算の範囲内において補助金を交付し、山形県民が望む木造在来工法による良質な住まいづくりを担う地元大工職人の確保、育成を図る。

(事業内容)

県内に本店を有する事業者で、県産木材を50%以上使用した住宅（新築又は増築部分の床面積が70㎡以上の増築に限る。）の請負契約を1件以上締結し、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの期間、新規就業者を大工職人として継続して雇用し、雇用する匠又は匠自らが育成する場合に、次により補助を行う。

- ・木造建築「熟練の匠」が新規就業者を育成する場合 20万円（上限）
- ・木造建築「技能の匠」が新規就業者を育成する場合 10万円（上限）

※「熟練の匠」、「技能の匠」：山形県の気候風土に精通し、一定の技術と経験を有する大工職人を木造建築「技能の匠」として知事が認定し、さらに技術研鑽をした「技能の匠」を「熟練の匠」として認定

○福井県 育成「後継者」育成支援事業

(目的)

熟練技能者から若手への技能継承を図るため、熟練技能者の雇用を確保しながら、若手正社員の雇用を進める小規模製造業者等を支援することを目的とする。

(事業内容)

正社員50人以下の福井県内の製造業者、職別工事業者または製造小売業者で、技能継承を受ける39歳以下の正社員をこれから新規に雇用（事業主の親族は除く）し、技能継承をする60歳以上の熟練（技能検定1級以上相当）技能者を継続雇用する事業主に対し、新規雇用した若手正社員1名に係る人件費の1/2を補助する。（上限100万円）

○鳥取県

(1) とっとり住まいる支援事業

県内事業者によって木造住宅を建設又は改修する場合に建設資金の一部を助成するが、伝統的な建築技能（規定する2技能以上）を活用する場合に、新築で定額20万円、改修で最大15万円が加算される。

(2) とっとり匠の技活用リモデル事業

県内業者に所属する建築大工、左官又は建具職人が行う伝統技術を活用した建築物等（住宅を除く）の改修を行う者に対して、一定の要件を満たす場合に改修費用の一部を助成（助成額は規定する2技能以上の組合せ合計額で最高50万円）